別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号 ※ 第 号

氏 名 NGUYEN Thi Anh Tho

論 文 題 目 THE DEVELOPMENT OF INVESTOR-STATE
ARBITRATION UNDER INTERNATIONAL INVESTMENT

AGREEMENTS:

Lessons of the European Union—Vietnam Investment Protection
Agreement

(国際投資条約の下での「投資家対国家」仲裁の発展——EUベトナム投資保護協定の教訓)

論文審查担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島 朋則 名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁 名古屋大学大学院法学研究科教授 Giorgio Fabio Colombo

論文審査の結果の要旨

別紙1-2

I 本論文の概要

本論文は、多くの国際投資条約の下で発展してきた「投資家対国家」仲裁について、2019年6月30日に署名され、投資家対国家の紛争解決のための独特のメカニズムを定める EU ベトナム投資保護協定を主な素材として考察し、ベトナムにとって望ましい制度の提言をしようとするものである。本論文は、第1章「イントロダクション」、第2章「国際投資条約における投資家対国家の紛争解決の概観」、第3章「EU ベトナム投資保護協定における投資家対国家の紛争解決の規定―ベトナムにとっての問題」、第4章「EU ベトナム投資保護協定における投資家対国家の紛争解決メカニズムの問題の解決方法と将来の国際投資条約・投資契約のための提言」、第5章「結論」から構成されている。

第1章「イントロダクション」では、国際社会において急激に増加してきた投資条約が定める投資家対国家の紛争解決メカニズムには変容が見られ、どの国にも適合した単一のモデルが存在するわけではないことから、ベトナムがこれまで締結してきた EU ベトナム投資保護協定等の投資条約を、投資家対国家の紛争解決メカニズムの発展の中に位置づけて評価し、これらの投資条約がベトナムにとってどのような問題を提起しており、そのような問題を将来的にどのように解決すべきかを提示することが本論文の目的であるとする。

第2章「国際投資条約における投資家対国家の紛争解決の概観」では、投資家 対国家の紛争解決のための初期のメカニズムである外交的保護から、1959年のド イツ=パキスタン投資条約をはじめとする投資条約に規定される投資家対国家の 仲裁を中心とする紛争解決メカニズムが広まる過程を確認した上で(2.1~2.2)、 投資家対国家の仲裁メカニズムに対する国家の反応を、後退(投資家対国家の紛 争解決メカニズムへの投資家のアクセスの制限)と前進(既存のメカニズムの改 善)に分けてまとめている(2.3)。一方で「後退」としては、実際に投資家対国家 の紛争解決メカニズムを経験した国家による投資条約の終了や、投資条約に投資 家対国家の仲裁を規定しないこと、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解 決に関する条約」(ICSID 条約) からの離脱の他に、投資条約における投資家対国 家の仲裁へのアクセスを制限するものとして、国内救済の完了を求めることや、 傘条項(契約遵守条項)を規定しないこと、最恵国待遇条項の効果を紛争解決規 定に及ぼさないとすること、クリーンハンド条項を規定すること、投資条約の当 事国による条約規定の拘束力ある共同解釈について定めることを指摘する (2.3.1)。他方で「前進」としては、紛争解決手続の透明性を求める規定や、国家 による反訴を認めること、そのような反訴における訴因となり得るものとして企 業の社会的責任(CSR)を取り入れること、常設の投資裁判所や上訴メカニズム

を設けること、仲裁判断等の義務的な執行を指摘する(2.3.2)。

第 3 章「EU ベトナム投資保護協定における投資家対国家の紛争解決の規定— ―ベトナムにとっての問題」では、EU ベトナム協定における投資家対国家の紛 争解決メカニズムを概観し(3.1)、その革新的な規定を8項目に分けて紹介して いる(3.2)。まず紛争の友好的解決と調停については、多くの投資条約と同様に EU ベトナム協定も仲裁等の手続を開始する前に当事者間の交渉等のため一定の 期間を置くことを定めているが、EU ベトナム協定ではその期間が他の条約より も短いことを指摘するとともに、ベトナムが調停を通して投資紛争を解決した事 例等に言及し、調停の有用性を説いている(3.2.1)。また、投資家対国家の仲裁へ のアクセスを制限するものとして、①傘条項(契約遵守条項)を規定していない こと、②最恵国待遇条項の効果を紛争解決規定に及ぼさないとしていること、③ クリーンハンド条項の規定、④先決的抗弁の規定、⑤費用の敗訴者負担ルールの 規定、⑥費用の担保の規定、⑦第三者による費用の提供に関する規定を指摘する。 このうち、投資家の仲裁費用等を第三者が提供することへの対応に関わる最後の ⑦は、ベトナムの他の投資条約には見られないものであるが、一部の投資条約の ように第三者による費用の提供を禁止した場合、中小企業の投資家による仲裁等 の利用を妨げかねないことから、そのような費用提供自体は禁止することなく、 関連情報の開示を求める EU ベトナム協定の規定は、ベトナムにとっても支持さ れるものであると述べつつ、情報不開示に対する罰則が置かれていない点には疑 問を提起している(3.2.2)。その他には、投資裁判所の解釈権限の制限や常設裁判 所と二審制の導入を取り上げ(3.2.3~3.2.4)、そのような投資家対国家の紛争解 決メカニズムにおける透明性に関する規定については、条約交渉の過程で EU が 強く主張して取り入れられたのだとしても、持続可能な成長の実現手段として、 また紛争を予防する効果をもつものとして、ベトナムにとっても有用なものであ ると論じている(3.2.5)。また、投資受入国が反訴を提起する場合の訴因となり得 る CSR については、EU ベトナム自由貿易協定には規定が置かれているものの (ただし、そこでの CSR は自発的なものにとどまる)、その自由貿易協定とは関 連しつつも独立した条約である EU ベトナム投資保護協定には規定されていない ことを問題視している $(3.2.6 \sim 3.2.7)$ 。ベトナムは投資裁判所の判断を承認・執 行する義務がある点も、ベトナムの他の投資条約には見られないものであるが、 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に従って承認・ 執行しなければならないと規定されているものの、ベトナムの裁判所が外国仲裁 判断の承認・執行をした例が必ずしも多くなく、承認・執行しないことが新たな

第4章「EUベトナム投資保護協定における投資家対国家の紛争解決メカニズ

投資紛争をもたらしかねないことから、必要な法制度を整える必要があることを

論じている (3.2.8)。

ムの問題の解決方法と将来の国際投資条約・投資契約のための提言」では、まず、 第 3 章で指摘した EU ベトナム投資保護協定における投資家対国家紛争解決メカ ニズムのベトナムにとっての問題を解決ないし緩和するための方法を検討する (4.1)。同協定に基づいて設置される投資裁判所の裁判官の任命(4年任期で1回 のみ再任可)については、国家の利益による影響を受けにくくし、投資家が公正 な審理を受けることができるよう、再任を原則とすべきことを論ずる(4.1.1)。ま た、EU ベトナム投資保護協定に含まれる費用の担保の規定と第三者による費用 の提供に関する規定を積極的に評価するとともに、適切な運用がなされる必要が あることを指摘する(4.1.2)。ベトナムにとって問題を提起している同協定の規 定については、第1に、投資裁判所が投資受入国の国内法を考慮するとともに、 国内裁判所や権限のある当局による国内法の解釈に拘束されると規定しているこ とに着目し、その規定を有効に活用するためにも、ベトナムの国内裁判所や当局 が国内法の「解釈」を積極的に示すべきことを主張する(4.1.3.1)。第2に、手続 の透明性については、投資家対国家の紛争解決手続において提出される文書の公 表の基準を、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の透明性規則も参照しなが ら明確に定める必要があることを指摘する(4.1.3.2)。第3に、投資裁判所の判断 の強制的な執行のメカニズムについては、投資家によってそれが濫用されるおそ れもあることから(条約漁り)、将来的に紛争の原因となりそうな投資を事前にス クリーニングにかけるメカニズムを整える必要があることを論ずる(4.1.3.3)。将 来の国際投資条約に向けた提言としては、条約の交渉プロセスの透明性を高め、 ベトナムの投資家や地方政府の意見を聞く機会を設けることや、交渉のたたき台 となるベトナム版のモデル投資条約を作成することを提言する。作成すべきモデ ル条約の内容としては、次のように論ずる。①紛争の有効的解決のための期間を、 仲裁等の準備に必要な期間を考慮して、EUベトナム協定(3か月)よりも長い6 か月とし、②調停について詳しく規定し、③傘条項(契約遵守条項)を規定せず、 ④最恵国待遇条項の効果を紛争解決規定に及ぼさないこととし、⑤クリーンハン ド条項を規定し、⑥先決的抗弁や費用の敗訴者負担ルールを規定し、⑦費用の担 保について柔軟な要件と合わせて規定し、⑧第三者による費用の提供について、 EU ベトナム協定と同様に関連情報の開示を求めるとともに、同協定には定めら れていない情報不開示の罰則と合わせて規定し、⑨反訴については、本訴との一 定の関連性を求めつつ明示的に規定し、⑩EUベトナム協定とは異なり、CSR条 項を通じて投資家の義務を明示的に規定し、⑪仲裁判断の執行メカニズムについ ては、EU ベトナム協定のメカニズムは二審制の常設投資裁判所の設置を前提と しており、その運用コストを考慮すれば、伝統的なメカニズムを維持すべきであ る(4.2)。また、国際投資条約に取り入れられるべき CSR 条項の解釈の指針とな り得るものとして、カナダの例に倣って CSR の基準を設定すべきであると論ず

るとともに(4.3)、ベトナムにとってより望ましい投資契約を結ぶことを提言し、 具体的には、投資家との契約において、投資受入国の法律を適用法規と定めると ともに、反訴の規定および CSR 条項を取り入れることが望ましいとする(4.4)。 第5章「結論」では、以上の考察・提言をまとめる形で、本論文を締めくくっ ている。

Ⅱ 本論文の評価

本論文提出者は、2009 年からハノイ法科大学で講師として勤める一方、2019 年 10 月からアジアサテライトキャンパス学院を通して提供している博士課程プログラム(アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム)で研究を遂行し、その成果として博士(比較法学)の学位を申請する者である。本論文提出者は、2012 年にニューサウスウェールズ大学(オーストラリア)でビジネス法の修士号を取得しているが、国際投資法の分野で博士論文を執筆しようとする者にとって、博士後期課程入学の数か月前に母国が署名した EU ベトナム投資保護協定は格好の素材と言える。以下、博士(比較法学)の課程博士論文についての判定基準(A~F)に照らしつつ、本論文を評価する。

本論文が、判定基準A~C(広い意味でのアジア法整備支援との関わり、分析の手法、分析に用いる言語)を充たしていることは明らかであると言えよう。投資条約自体は世界中で結ばれているものであり、法整備支援と直接的に関わるものではないが、市場経済体制移行国である母国(ベトナム)が外国から投資を受け入れるにあたって、法制度を含め、どのような投資環境を整えるかは、ベトナムを含む諸国にとってさまざまな実務的・理論的課題を提起しており、本論文はそのような課題の解決に貢献しようとするものである。分析の手法については、EU ベトナム投資保護協定を中心としてさまざまな投資条約・モデル条約の比較が行われており、広い意味での比較法学的手法によっている(少なくとも、国内法・国内政治への応用可能性を念頭において、投資条約等の国際文書が分析されている)と評価することができる。また、ベトナム語も正文の一つとして作成されている EU ベトナム協定を含め、条約については英語の正文に基づいて分析がなされており、参考文献に挙げられているものがほとんど英語文献であることからも明らかなように、母国語ではない英語を用いて関連の研究動向が分析されている。

判定基準D~F(問題設定の明確さと設定した問題への回答、従来の研究と比較した独自性、論理的な堅固さと予想される批判に対する回答の用意)との関係では、次のように評価することができる。発展が著しい投資条約の下での投資家対国家の紛争解決メカニズムについては、発展の著しさとも比例してさまざまな

問題点も指摘されてきており、そのような状況の中で、EU ベトナム投資保護協定を主な素材として、ベトナムを含む諸国が締結してきたその他の投資条約とも比較しながら、ベトナムにとって望ましい制度を提言するという問題設定は十分に明確であり、本論文提出者なりの回答は、特に本論文の第4章で出されている。国際投資法の分野、とりわけ投資家対国家の紛争解決メカニズムに関しては、先行研究が数多く存在することから、独自性ある研究を行うことが本来的に難しいと言えるが、ベトナムが締結してきた投資条約、とりわけ 2019 年に署名されたEU ベトナム投資保護協定を主な素材として英語で発表されている研究はほとんど見当たらず、EU ベトナム協定が定めるメカニズムの目新しさとも相まって、本論文には十分な独自性があると言える。

もっとも、従来のさまざまな投資条約と比較した EU ベトナム協定の最大の特徴は、投資家対国家の紛争解決メカニズムとして、従来の仲裁に代わる二審制の常設裁判所の設置を規定している点にあり、その他の点では、本質に関わるような違いはそれほどない。それにもかかわらず本論文では、EU ベトナム協定が定める投資家対国家の紛争解決メカニズムに関わる問題点を網羅的に取り上げようとしたため、論点が非常に多岐にわたっており、それに伴い、それぞれの論点についての分析が表面的なものにとどまっている。この点は、EU ベトナム協定の最大の特徴と言える二審制の常設投資裁判所のメカニズムは、同協定に先立って、EU がカナダおよびシンガポールと締結した条約のそれぞれにおいて既に規定されているものであり、とりわけ EU カナダ協定については英語で書かれた文献もある程度存在するにもかかわらず、本論文にはそのような文献への参照があまり見られないことにも表れていると言える。

また、多岐にわたる論点をできるだけ整理して提示しようとする狙いは理解できるにせよ、第2章において、投資家対国家の仲裁メカニズムに対する国家の反応を、後退(投資家対国家の紛争解決メカニズムへの投資家のアクセスの制限)と前進(既存のメカニズムの改善)に分けてまとめている点については、紛争解決メカニズムへの投資家のアクセスの制限の多くは既存のメカニズムの改善とも位置づけることができることから、分類の意義に疑問が残り、いずれにせよ第3章以下でこの分類への依拠はほとんど見られない。逆に、第4章では、EUベトナム協定への対応や将来の国際投資条約に向けた提言に続けて、ベトナムにとってより望ましい投資契約についても提言しているが、第3章までにおいてベトナムがこれまで外国の投資家と結んできた投資契約の問題点について考察が行われているわけではない。また、多くの論点を取り上げた上で論点ごとに望ましい制度のあり方を提言する結果として、一方で投資条約には傘条項(契約遵守条項)を規定しないことが望ましいとしながら(その場合、投資受入国が契約に違反しても投資家は条約上の紛争解決メカニズムを利用することができなくなる)、他方

で投資契約には CSR 条項を取り入れることが望ましいとして、投資家対国家の 紛争解決メカニズムにおける国家による反訴に法的な根拠を与えようとしている ことのように、両立し難いように見られる点もある。

このように本論文が論理的な難点も抱えていることは否定できないが、本論文における考察の一部を基にした 2 本の論文が、投稿に基づき、それぞれ査読を経てジャーナルに掲載されていることにも鑑みれば('The Enforcement of Final Awards in the European Union-Vietnam Investment Protection Agreement: A Look from Vietnam's Perspective', *Contemporary Asia Arbitration Journal*, Vol 15, No 1 (2022); 'Host States' Counterclaims on Human Rights in Practical Investment Arbitration', *Asian Journal of Law and Policy*, Vol 2, No 2 (2022))、アジア諸国の国家中枢人材養成プログラムのさまざまな制約の中で同グログラムの学生に期待すべき論理的な堅固さのレベルには十分に到達しているものと評価することができる。

Ⅲ 結論

このような評価に基づき、審査委員会は、本論文が博士(比較法学)の学位を 授与するにふさわしいものであるという結論に達した。